

Title	年金の種類
Sub Title	
Author	池田, 龍蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.1 (1919. 1) ,p.123- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190101-0123

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

が出来る。

然らば經濟學が科學として獨立の地位を占むるには如何なることが必要であるか。苟も一の科學として獨立する以上には必ず人類一般の文化と何等かの交渉が無ければならない。こゝに云ふ文化とは單なる現在の文明進歩を指して云ふのではない。それよりもつと永遠の價値のあるIdeeを意味するのである。併し乍らこれは今此の處の問題外であるから極めて簡單に止めて置く。即ち人間活動の意義の本源でもあり多種多様な社會の統一體でもある眞の實在たる價値そのもの、世界である。而して科學たるからには常にその内容に一の統一を必要としその統一者であり且つ眞の文化に關與する一の先天的要素を必要とする。此の點に於て余は左右田博士の説に賛同する。

「此の純理經濟學上の心理主義 くる爲め

には、其の概念構成に於て一を以て經濟學に對して本質的なりとして之を採り、他を然らずとして之を棄つる所以の根本原理たる嚮導觀念 (die leitende Idee) を研覈するを要す。…カント哲學上に解せられたる意義に於て之を換言すれば、此の如き觀念は概念構成に對して先天的ならざるべからず…一經驗科學の範圍内に於て其の概念全部の構成に當り、一を其の概念に本質的なりとし、他を非本質的なりとするには其の學全體を貫通して其の概念構成の歸趣を示す一嚮導觀念あることを要するとの意に於て、其の學の概念構成に先天的要素を要すと云ふのである。」⁽¹³⁾

然らば經濟學に於ける斯如き嚮導觀念とは如何なるものか。余は是を先天的なる經濟的價値の認識にありと思惟する。余は先づ經濟價値と經濟的價値との關係及び相違を明白にして言語

より生ずる誤解を避け、並びに效用性と是を認識する主體との關係を明かにしたいと思ふ。

註一、本稿を草するまで Gossen, Menger, Wiesner 等の原著を手にするを得ず、止むなく Jevons の "Theory of Political Economy;" Conrad の "Die Lehre von Subjektiven Wert;" Smart の "the theory of value;" 及び Kautila の前掲價值論等に依つて以下論ずるべく
註二、S. Jevons:—"Theory of Political Economy;" 4th ed. p. 1.
註三、同上 p. 38.
註四、同上 p. 43.
註五、同上 p. 81.
註六、同上 pp. 77-8.
註七、C. Menger:—"Grundsätze der Volkswirtschaftslehre;" S. 78. (Kautila 前掲價值論は、二四八頁より二五

一頁に至る間より引用以下同じ)
註八、同上 S. 107 f.
註九、Otto Conrad:—"Die Lehre von Subjektiven Wert;" S. 54.
註一〇、前掲 Jevons:—pp. 14-5.
註一一、前掲 Menger:—S. 171.
註一二、W. Lexis:—"Allgemeine Volkswirtschaftslehre;"

S. 31.
註一三、左右田博士「カント認識論と純理經濟學」經濟哲學の諸問題六二—三頁)

(未完)

年金の種類

池田龍藏

本邦に於て年金なる語は英語の Annuity 獨語の Annuität 佛語の Annuité の翻譯にして、原語は共に羅典語の annuum なる文字より變化し來りたる語なり、元來年金なる語は頗る多岐に亘りて用ひられ殆んど一定の解釋を下す事能はず去り乍ら大體廣義に於て年金と云ふ時は或る一定の金額を或る一定期間毎に拂戻す事を意味し年金公債、年金保險、恩給年金、賞勳年金、確定年金、年賦償還金等を包含す、思ふに年金な

る制度は我が國の經濟界の發達するに連れ社會政策上種々重要なる意義を生すべきものなるが故に、吾人の決して等閑に附す可らざるものなり、されば其の種類を研究して其の性質及び方法に一顧を與ふるは必ずしも無用の業に非るべし。

第一は年金の目的による區別なり

一、年金公債

二、營利年金

三、社會政策年金

年金公債とは公債に年金による償還方法を利用したるものにして、トンチン年金、コンソル公債の如き其の一例なり、營利年金とは年金給付者が營利の目的を有するものにして、例へば生命年金、有期年金の如し、社會政策年金とは社會政策の一方法として行ふ年金にして養老年金、寡婦年金は其の例なり。

第二は年金の給付者に對する反對給付の有無による區別なり、

一、有償年金 *Anuität mit Vergütung.*

二、無償年金 *Anuität ohne Vergütung.*

年金支拂者が年金の基金として一定の金額を受取るものが有償年金にして、全々受領せざるものが無償年金なり、

第三は支拂停止の條件による區別なり、

一、確定年金 *Annuity certain; Zeitrente.*

1、有期年金 *Terminable Annuity.*

2、永久年金 *Perpetual Annuity or Perpetuity.*

二、生命年金 *Life Annuity; Leibrente.*

1、單生年金 *Leibrente auf ein Leben.*

イ、終身年金 *Lebenslängliche Leibrente;*

Rentes viagères.

ロ、定期生命年金 *Temporary Annuity;*

Temporäre Leibrente; Rentes temporaires.

2、復生年金 *Leibrente auf verbundene Leben.*

イ、連生年金 *Partnership or Joint Life Annuity.*

ロ、最終生存年金 *Last Survivorship Annuity.*

ハ、生存年金 *Reversionary or Survivorship Annuity; Gegenseitige Ueberlebensrente.*

確定年金とは其の支拂の期間が一定し居るものにして、其の中有期年金とは例へば五年或は十年と其の支拂期限に制限あるもの、永久年金とは無期年金とも稱し其の支拂が無限に繼續するものにして、英國のコンソル公債の如き其の一例なり。

生命年金とは不確定年金とも稱し、其の支拂が年金受領者の生命に懸るものにして、其の中單生年金とは單一の生命に關するもの、復生年

金とは二個以上の生命に關するものなり、而して單生年金中終身年金とは一特定人の存命中一定の金額を一定期間毎に支拂ふもの、定期生命年金とは一定の最大限度を定め其の限度内生存中支拂ふものなり、復生年金の中連生年金とは二人或は二人以上のものを組合せ、總員生存中のみ支拂ひ一人にても死亡したる場合は支拂を停止するものなり、最終生存年金とは二人或は二人以上の中最後の生残者が死亡する迄年金が支拂はるものにして、トンチン年金もこの一種なり、生存年金とは二人或は二人以上の組合せを作りその中一人にても死亡したる時より支拂を開始するものなり。

第四は年金權取得の形式による區別

一、一時拂込年金 *Anuität gegen einmalige Prämie.*

二、分割拂込年金 *Anuität gegen Jahreprämie.*

年金基金の全部を一時に拂込みて年金権を得るものは一時拂込年金にして、これを數次に分割して拂込むものが分割拂込年金なり。

第五は支拂期間の長短による區別なり。

一、長期年金

二、短期年金

長期年金とはその拂戻期間が長期に亘るもの短期年金とは短期限なるものなるも、要するに此の區別は程度問題なり。

第六は支拂期による區別なり。

一、普通年金

二、分割拂年金

第一回毎に支拂ふものに普通年金にして、一年中數回に分割して支拂ふものが分割拂年金なり。

第七は支拂時の前後による區別なり。

一、期首拂年金 *Annuity-due; Prämienrente*

を開始するものなり。

第九は利息計算方法による區別なり。

一、單利年金 *Annuity at single Interest.*

二、複利年金 *Annuity at compound Interest.*

單利年金とは年金基金として初めに預託したるものに單利を附して漸次拂戻すものにして、復利年金とは復利を附するものなり、無利息のものは事實上殆んどなし。

第十は支拂額の異同による區別なり。

一、定額年金 *Level Annuity; Gleichbleibende Annuität; Rentes invariables.*

二、變額年金 *Varying Annuity; Veränderliche Annuität; Rentes variables.*

1、遞加年金 *Increasing Annuity; Steigende Annuität; Rentes croissantes.*

2、遞減年金 *Decreasing Annuity; Abnehmende Annuität; Rentes décroissantes.*

zahlbare Annuität.

二、期末拂年金 *Annuity; Postnumerando zahlbare Annuität.*

期首拂年金とは前拂年金とも稱し各支拂期の初めに拂渡すものにして、期末拂年金とは後拂年金とも稱し各支拂期の終りに於て支拂ふものなり。

第八は支拂開始期による區別なり。

一、即時拂年金 *Immediate Annuity or Annuity in Possession; Sofort beginnende Annuität; Rentes immédiates.*

二、据置年金 *Deferred Annuity or Annuity in Reversion; Aufgeschobene Annuität; Rentes différées.*

即時拂年金とは支拂を契約成立の年より開始するものにして、据置年金とは例へば三年或は五年と或る一定の期間基金を据置きたる後支拂

定額年金とは例へば百圓或は千圓と一定不變の金額を各支拂期毎に拂渡すものにして、變額年金とは各支拂金額が一定し居らざるものを云ふ、後者の中遞加年金とはその各支拂金額が漸次遞加するもの、遞減年金とは遞減するものなり、其の支拂額が不確定なるトンチン年金の如きものもあれど例外と見るを可とす。

第十一は年金給付者に對する手数料の有無による區別なり。

一、手数料附年金

二、無手数料年金

第一種は年金支拂者が之に對する手数料を受くるもの、第二種は全然受けざるものを云ふ。

第十二は中途に年金の基金を拂戻すや否やによる區別なり。

一、基金還付年金 *Annuität mit Rückgewähr der Fehlage.*

二、基金不還付年金 Annuität ohne Rückge-
wahr der Einlage.

基金還付年金とは年金の終期に至らざる中に
契約を解除してその基金を拂戻すもの、基金不
還付年金とは拂戻さざるものを云ふ。

商法判決批評

西本辰之助

一、資本増加と新株券の發行

株式會社か適法の手續に依る株主總會の増資
決議を経て増資に關する登記を本店所在地に於
て爲したるときは有効に新株券を發行し得べく
各新株に付き爲したる第一回拂込が無効に歸す
る場合ありとするものが爲め適法に發行したる
新株券の無効を來すべきものに非ず(大正七年

六月大審院第一刑事部判決)

増資成立の時期に付きては學說一致せずと雖
も新株總數の引受ありたる時を以て増資成立の
時期となすを正當とす蓋し(一)増資決議のあり
たる時には未だ新株に對し引受を爲す者ありや
否や明かならず從て増加すべき資本に相當すべ
き會社資本が充實せざるを以て此時期に於て増
資が成立するものと云ふを得ず(二)第二百十二
條ノ三第八號と第二百二十六條第二項第五號とを
對照すれば増資は登記の時期に成立するもの、
如しと雖も然らず同條によりて株式の申込を取
消すことを得べき時期を如何に定むべきかは立
法上の便宜問題なり一定の時期までに或事實が
發生せざれば増資を取消すを得べき旨を定むる
場合に其事實は株式申込人より見て明瞭なるも
のたるを必要とす然るに總株式の引受ありたる
こと或は第一回拂込の完了したること等は株式

申込人に取りて決して明瞭なる事實と云ふを得
ず從て株式申込人は株式の申込を取消し得べき
状態の發生したりや否やを知り難きの不便あり
是れ第二百十二條ノ三第八號に於て増資登記の
事實を選みたる所以なり第二百十七條の登記は
一般商業登記と同じく對抗條件たるに止まるも
のにして之を以て増資成立の要件と解すべきに
あらず(三)第二百十三條の株主總會は第三百十
一條の創立總會に相當すべく從て此株主總會の
終結と共に會社の資本増加が成立するものと解
し得べきか如しと雖も是又然らず同條即ち新株
募集後の株主總會は新株募集に關する調査及び
報告の爲めの總會にして創立總會の権限の一部
分のみを有するに過ぎずして他の一部分の権限
は新株募集前の株主總會即ち増資決議を爲した
る株主總會に於て之を有するものなり即ち増資
を爲すや否や及び現物出資者に對して與ふる株

式の數等は何れも増資決議に於て之を定むべき
ものなり從て第二百十三條の株主總會は斯の如
きことを決議するの権限を有せず故に募集設立
は創立總會の終結によりて成立するとするも増
資は第二百十三條の株主總會の終結によりて成
立するものと云ふを得ず(四)第一回拂込の完了
したる時を以て増資成立の時期と解することも
亦充分の根據を缺くものと云はざる可らず拂込
は會社より見れば拂込請求權を以て現實財産に
代ふるのみにして理論上拂込と増資成立との間
に關聯なきのみならず設立の場合にありても亦
商法は株式總數の引受ありたる時又は創立總會
終結の時を以て會社成立の時期となすも第一回
拂込の時期を採用せず故に増資の場合にありて
も法律の明文あらば兎も角然らざる以上は第一
回拂込の時を以て増資成立の時期と解すべきに
あらず之を要するに増資は増資の決議に従ひて